

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第498号)

平成19年5月25日

横 情 審 答 申 第 498 号

平 成 19 年 5 月 25 日

横浜市長 中 田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成19年3月5日まち建審第737号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「建築局中部建築事務所の係長が平成13年10月3日2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っているが、誰にどのような内容の現場指導を行ったかについての内部文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「建築局中部建築事務所の係長が平成13年10月3日2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っているが、誰にどのような内容の現場指導を行ったかについての内部文書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「建築局中部建築事務所の係長が平成13年10月3日2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導を行っているが、誰にどのような内容の現場指導を行ったかについての内部文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成19年1月23日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 要望、陳情等に基づく建築物に関する現場調査は、指摘内容の事実確認を目的として行う。

鶴見区馬場の2棟の現場調査は、過去の建築確認処分に疑義があるとの情報に基づき、現地の状況を把握するために行っており、調査した建築物が建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反している場合には、当時の建築局中部建築事務所が建築局建築指導部監察指導課に報告し、この報告に基づき当該課が是正措置に関する行政手続を行うこととしていた。

- (2) 建築物の調査は、上司の命令により「立入検査証」を有する職員が行う。書類としては、出張用件、出張先、交通手段等を市内出張命令簿に記載した後、職員が現場調査を行っている。

平成13年10月3日に当時の建築局中部建築事務所建築審査課検査係長（以下「検査係長」という。）が行った鶴見区馬場の2棟の現場調査については、市内出張命令簿が存在していたため開示しており、その他の調査に関する行政文書として異議申立人（以下「申立人」という。）が主張する検査係長が誰にどのような内容の現場指導を行ったかについて記載した文書は、建築局中部建築事務所では作成してい

ない。

したがって、申立人が主張する本件申立文書は、建築局中部建築事務所から機構改革により事務を引き継いだまちづくり調整局建築審査部建築審査課では保有しておらず、条例第10条第2項に基づいて非開示とした。

#### 4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 申立人の開示請求に対して実施機関から送付されてきた非開示決定通知書の「根拠規定を適用する理由」において、「開示請求に係わる行政文書は、作成しておらず、又は取得しておらず、保有していないため」という理由で非開示になっているが、検査係長は、平成13年10月3日鶴見区馬場の建築確認に基づく2棟の違反建築物の現場調査及び現場指導のために、現地に出張し、当該2棟の違反建築物の土地境界の写真を撮影するに当たり、土地境界の写真（申立人は開示請求により入手済）を撮影している。その写真を撮影した理由は、当該2棟の建築確認申請は 番、及び の土地が一団の占有地として受理・確認されていたことから、検査係長は、同番 の土地と同番 の土地の土地境界には昭和41年6月以降平成13年10月3日当時までブロックが設置されていないので、今後も土地境界にはブロックを設置しないように現場指導を行ったことが明白である。
- (3) 仮に、検査係長が現場調査の結果、当該2棟の建築確認に基づく建築物が違反でなければ、検査係長の〔市内出張命令簿〕の〔用件及び出張先〕の欄において〔現場調査〕のみにレ点に記載されるはずであるが、〔現場指導〕の欄にもレ点に記載されていることから、検査係長は、現場調査の結果に基づく現場指導を行ったことが明白である。しかるに、非開示決定通知書の非開示理由に作成・保有していないという理由は、虚偽の理由であると言わざるを得ない。
- (4) 非開示理由に虚偽理由を記載した理由は、2棟の違反建築物の行政措置を長期にわたり、市当局が放置し、現在においても市当局は、不作為の違法行為を続行していることを隠蔽するための虚偽の理由であることが明白である。
- (5) 検査係長が現場調査の結果、現場指導を行っていたことから〔誰にどのような現場指導を行ったのか〕については、内部文書若しくは引継ぎ文書として作成し、保存されなければいけないことから、それらに関する文書が存在するものとする。

仮に、本件申立文書が存在しないのであれば、公務員としての職務に違反した行為である。

- (6) 本件のような案件を審査会に諮問を行う以前に中田市長は、市当局の職員の公務員としての意識改革を行うべきであるとする。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

開示請求書の記載及び申立人の主張から、検査係長が平成13年10月3日に鶴見区馬場において誰にどのような内容の現場指導を行ったかについての内部文書が本件申立文書であると解される。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書は作成していないと主張している。

イ 本件出張に関連して、当審査会は、平成17年2月28日の答申第364号（別添）において「検査係長が現場調査及び現場指導を行った際の出張報告書」が存在しないため非開示とした実施機関の決定を妥当であるとするなど、複数の答申において実施機関の決定を妥当とする判断を行っている。

ウ 検査係長が現場指導を行ったとすれば、誰にどのような内容の現場指導を行ったかについては、答申第364号の「検査係長が現場調査及び現場指導を行った際の出張報告書」の記載事項の一部となるものと考えられるため、当審査会としては、本件申立文書を保有していないことについて、答申第364号において既に判断しているものであるとする。また、本件申立文書を保有していないとする実施機関の状況については、同答申時と何ら変わるものではないと認められる。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

## (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年3月5日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成19年3月8日 (第103回第一部会)	・諮問の報告
平成19年3月9日 (第37回第三部会)	・諮問の報告
平成19年3月19日 (第38回第三部会)	・審議
平成19年3月27日 (第102回第二部会)	・諮問の報告
平成19年3月29日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年4月6日 (第39回第三部会)	・審議
平成19年4月20日 (第40回第三部会)	・審議

答申第364号（抜粋）

## 5 審査会の判断

### (1) 本件申立文書について

平成13年度当時の中部建築事務所検査係長の市内出張命令簿には、平成13年10月3日13時から18時まで現場調査及び現場指導のために鶴見区馬場ほかに出張していることが記録されている。申立人は、このときの出張報告書の開示を求めているものである。

### (2) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、平成13年10月3日の出張の際に撮影した写真は保存されているが、調査報告書は作成されていないと説明している。

イ 現場調査を行った場合の復命書の作成について実施機関に対し確認したところ、違反が認められた場合は違反報告書を作成するが、違反が認められなかった場合は口頭で復命を行っており、報告書は作成していないとのことであった。横浜市職員服務規程（平成4年3月達第3号）第10条では、「職員は、出張終了後、上司に随行した場合を除くほか、復命書を作成し、命令者に提出しなければならない。ただし、特別な場合又は軽易な場合は、口頭により復命することができる。」と規定されており、建築事務所では現場調査が日常的に行われていることから考えると、違反が認められないときは「軽易な場合」であると実施機関が判断し、報告書を作成していないという取扱いが不合理であるとは認められない。

ウ 申立人は、現場写真を撮影していることから出張報告書が存在しないはずはないと主張するが、復命書を作成しない場合であっても、上司に口頭による復命を行う際などに現場写真を用いることが考えられるため、現場写真を撮影したことが出張報告書の存在を示しているとは認められない。

エ したがって、当審査会としては、本件申立文書を作成していないという実施機関の主張を覆すに足る確証を得ることはできなかった。

### (3) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。